

警戒レベル2における授業の実施に関するガイドライン

1. 対面での授業の実施について

活動制限指針がレベル2になった場合、授業は原則、遠隔で実施することに変更はありません。

今後のレベルに応じて授業の一部もしくは全部を対面で行うことが認められることがあります。その場合でもレベルの引き上げや感染拡大防止の観点から対面での実施を再度制限することがあることに留意してください。レベル2における対面実施が可能な場合は以下のとおりです。

対面実施が可能な場合

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 5月4日）に示されるいわゆる「新しい生活様式」等の諸注意を参照し、手洗いや身体的距離確保、三密の回避等の日常的な感染防止対策を実施し、感染拡大の予防に最大限配慮します。なお、上記に該当する場合でも、個別の授業の際に感染リスクが懸念される場合には対面を実施しません。また、学生が同様の懸念から対面授業を受けることを希望しない場合には当該学生に対しては遠隔授業を実施します。

複数の学生が受講する中で接触機会を拡大することが懸念されるため、感染リスク低減の観点から、令和2年度前学期は原則として遠隔授業にて実施することとします。

2. 授業環境について

3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発話）が重なることを回避する対策が必要です。

① 対人距離の確保

人と人との間の安全距離をとるため、学生の席の間に可能な限り距離を確保し（概ね1～2m）、対面とならないような形とする。教室の収容定員に対する受講生の割合が50%以下であることをひとつの目安としますが、上記の対人距離を確保できる場合には対面での実施が可能です。

③ 教室の換気

密閉空間でないことが必要ですがやむを得ず密閉状態となる場合でも 30 分に 1 回程度、換気を実施します。

④ 接触・飛沫感染防止

近距離での会話や発声および機器の共用がほとんど生じない ように留意してください。若しくは少しの会話は伴うが受講生のマスク着用や手洗いをを行うなど衛生管理を十分に行ってください。

⑤ リスク低減

感染リスクを低減するため、対面で行う授業時間を短縮，受講生を分散して実施するなどの対策についても必要に応じて検討してください。

3. 学生への配慮

- ① 学生にとっては対面による授業と遠隔授業が混在することになるため、影響を受ける学生の状況に配慮しながら検討を行い、授業方法の変更はシラバスやメール等により伝達していきます。
- ② 新型コロナウイルスに感染したおそれがある学生や感染を懸念する等の学生から申し出があった場合は、欠席扱いとせず別途遠隔授業を行います。
- ③ マスクを準備できない学生、手洗い等のため遅刻する学生、混雑時を避けて登校せざるを得ない学生は事前に学生指導部へ相談してください。

4. 警戒レベルの実施例

No	区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1	緊急事態宣言		緊急事態宣言を検討 緊急事態宣言を発令 (基準日(※)から3日)		
2	外出自粛	「三つの密」を徹底的に避け、新しい行動様式の徹底の上での外出を要請	①第1段階を要請 ②クラスターが発生している業種や、接待・接触を伴う飲食店等への外出自粛を要請	不要不急な外出自粛を要請	①自宅待機を要請 ②スーパー等への外出も最大限控えるよう要請
3	学校	①感染者発生学校は臨時休業 ②感染者未発生学校は通常通りの教育活動	①感染者発生学校は臨時休業 ②感染者未発生学校は通常通りの教育活動又は分散登校 ③感染者未確認地域は通常通りの教育活動	①感染者発生学校は臨時休業 ②分散登校または臨時休業 ③感染者未確認地域は、近隣状況を踏まえ分散登校や一斉臨時休業	①一斉臨時休業(休校)
遠隔授業を含む学習支援					

※ 基準日：人口10万人あたり週間新規感染者数が2.5人(沖縄県の場合37人)となった日